

○松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日

規則第40号

改正 平成27年3月31日規則第17号

平成28年3月31日規則第28号

平成30年3月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は，松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

(電磁的方法による重要事項の提供)

第3条 条例第10条（条例第60条，第60条の20，第60条の20の3，第81条，第109条，第129条，第180条，第192条及び第205条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。），第60条の27及び第134条第1項の規則で定める方法は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合において，条例第10条，第60条の27又は第134条第1項の重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することとする。

(1) 電子情報処理組織（指定地域密着型サービス事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定地域密着型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定地域密着型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，

当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定地域密着型サービス事業者は、文書又は電磁的方法により利用申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

第4条 条例第22条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合に要する交通費とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する記録）

第5条 条例第43条第2項の規定により指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

(2) 条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 条例第26条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
  - (4) 条例第27条第10項に規定する訪問看護報告書
  - (5) 条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (6) 条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (7) 条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (指定夜間対応型訪問介護の提供に関する記録)

第6条 条例第59条第2項の規定により指定夜間対応型訪問介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 夜間対応型訪問介護計画
  - (2) 条例第60条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 条例第60条において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 条例第60条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 条例第60条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (夜間対応型訪問介護の事業についての準用)

第7条 条例第60条において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については、第4条の規定を準用する。この場合において、「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第7条の2 条例第60条の7第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス

費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第3号の費用については、指定地域密着型サービス基準省令第24条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定地域密着型通所介護の提供に関する記録)

第7条の3 条例第60条の19第2項の規定により指定地域密着型通所介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 条例第60条の20において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第60条の20において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第60条の20において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(共生型地域密着型通所介護の事業についての準用)

第7条の3の2 条例第60条の20の3において準用する条例第60条の7第3項の規則で定める費用については第7条の2の規定を、条例第60条の20の3において準用する条例第60条の19第2項の規定により共生型地域密着型通所介護の事業を行う者が整備しなければならない利用者に対する共生型地域密着型通所介護の提供に関する記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第7条の2第1項第2号中「指定地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護」と、同条第2項中「指定地域密着型サービス基準省令第24条

第4項」とあるのは「指定地域密着型サービス基準省令第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準省令第24条第4項」と、前条第2号から第4号までの規定中「条例第60条の20」とあるのは「条例第60条の20の3」と、同条第5号中「条例第60条の18第2項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第60条の18第2項」と、同条第6号中「条例第60条の17第2項」とあるのは「条例第60条の20の3において準用する条例第60条の17第2項」と読み替えるものとする。

(安全・サービス提供管理委員会の開催に係る期間)

第7条の4 条例第60条の36第2項の規則で定める期間は、おおむね6月とする。

(指定療養通所介護の提供に関する記録)

第7条の5 条例第60条の37第2項の規定により指定療養通所介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 療養通所介護計画

(2) 条例第60条の36第2項の規定による検討の結果についての記録

(3) 条例第60条の20において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第60条の20において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第60条の20において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(指定療養通所介護の事業の特例)

第7条の6 指定療養通所介護の事業については、第7条の2第1項第2号の規定は、適用しない。

2 指定療養通所介護の事業についての第7条の2第2項の規定の適用については、同項中「指定地域密着型サービス基準省令第24条第4項」とあるのは、「指定地域密着型サービス基準省令第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準省令第

24条第4項」とする。

(指定認知症対応型通所介護の事業についての準用)

第8条 条例第81条において準用する条例第60条の7第3項の規則で定める費用については、第7条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「指定地域密着型通所介護に」とあるのは「指定認知症対応型通所介護に」と、「指定地域密着型通所介護(指定療養通所介護を除く。)」とあるのは「指定認知症対応型通所介護」と、同項第5号中「指定地域密着型通所介護」とあるのは「指定認知症対応型通所介護」と、同条第2項中「指定地域密着型サービス基準省令第24条第4項」とあるのは「指定地域密着型サービス基準省令第61条において準用する指定地域密着型サービス基準省令第24条第4項」と読み替えるものとする。

(指定認知症対応型通所介護の提供に関する記録)

第9条 条例第80条第2項の規定により指定認知症対応型通所介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 認知症対応型通所介護計画

(2) 条例第81条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第81条において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第81条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第81条において準用する条例第60条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 条例第81条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(指定小規模多機能型居宅介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第10条 条例第91条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービス

を提供する場合に要する交通費

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 宿泊に要する費用

(5) おむつ代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準省令第71条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録)

第11条 条例第108条第2項の規定により指定小規模多機能型居宅介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画

(2) 小規模多機能型居宅介護計画

(3) 条例第109条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第93条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 条例第109条において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 条例第109条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 条例第109条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(8) 条例第109条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(指定認知症対応型共同生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第12条 条例第117条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食材料費

(2) 理美容代

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録)

第13条 条例第128条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 認知症対応型共同生活介護計画

(2) 条例第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第129条において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第129条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第129条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 条例第129条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない指定地域密着型特定施設の建物の要件)

第14条 条例第133条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第15条 条例第138条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する記録)

第16条 条例第149条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型特定施設サービス計画

(2) 条例第137条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第139条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第147条第3項の規定による結果等の記録

(5) 条例第150条において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 条例第150条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 条例第150条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(8) 条例第150条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(指定地域密着型介護老人福祉施設が入所者から支払を受けることができる費用)

第17条 条例第158条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - (3) 指定地域密着型サービス基準省令第136条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 指定地域密着型サービス基準省令第136条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (5) 理美容代
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準省令第136条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第158条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（感染症の予防等のための措置）

第18条 条例第174条第2項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設が当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延

の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定地域密着型サービス基準省令第151条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止のための措置)

第19条 条例第178条第1項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析に基づく改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録)

第20条 条例第179条第2項の規定により指定地域密着型介護老人福祉施設が整備しなければならない入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型施設サービス計画

(2) 条例第157条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第180条において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第180条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第178条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 条例第180条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評

価，要望，助言等の記録

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が入居者から支払を受けることができる費用)

第21条 条例第184条第3項の規則で定める費用は，次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は，同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は，同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は，同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は，同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定地域密着型サービス基準省令第161条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定地域密着型サービス基準省令第161条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか，指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については，指定地域密着型サービス基準省令第161条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第184条第4項後段の規則で定める費用は，第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の勤務体制の基準)

第22条 条例第190条第2項の規則で定める基準は，次のとおりとする。

(1) 昼間については，ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設についての準用)

第23条 条例第192条において準用する条例第174条第2項の規定によりユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症の予防等のために講じなければならない措置については第18条の規定を、条例第192条において準用する条例第178条第1項の規定によりユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が事故の発生等の防止のために講じなければならない措置については第19条の規定を、条例第192条において準用する条例第179条第2項の規定によりユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が整備しなければならない入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する記録については第20条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第18条第4号中「指定地域密着型サービス基準省令第151条第2項第4号」とあるのは「指定地域密着型サービス基準省令第169条において準用する指定地域密着型サービス基準省令第151条第2項第4号」と、第20条第2号中「条例第157条第2項」とあるのは「条例第192条において準用する条例第157条第2項」と、同条第3号中「条例第159条第5項」とあるのは「条例第185条第7項」と、同条第4号、第5号及び第7号中「条例第180条」とあるのは「条例第192条」と、同条第6号中「条例第178条第3項」とあるのは「条例第192条において準用する条例第178条第3項」と読み替えるものとする。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録)

第24条 条例第204条第2項の規定により指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画

(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

(3) 条例第200条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第201条第2項の規定による主治の医師による指示の文書

- (5) 条例第202条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書
- (6) 条例第205条において準用する条例第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 条例第205条において準用する条例第29条の規定による市町村への通知に係る記録
- (8) 条例第205条において準用する条例第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (9) 条例第205条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (10) 条例第205条において準用する条例第60条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(指定看護小規模多機能型居宅介護の事業についての準用)

第25条 条例第205条において準用する条例第91条第3項の規則で定める費用については、第10条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第6号中「指定小規模多機能型居宅介護」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護」と、同条第2項中「指定地域密着型サービス基準省令第71条第4項」とあるのは「指定地域密着型サービス基準省令第182条において準用する指定地域密着型サービス基準省令第71条第4項」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第17号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月26日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。